

厚生常任委員会会議録

平成16年3月15日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦 ○中西 和夫 西谷 剛周
森河 昌之 里川 宜志子

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会 （午前9時00分）
署名委員 森河委員、里川委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、森河委員、里川委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります、（1）議案第2号、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは議案第2号、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例について、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 3枚目の要旨の朗読をもって、ご説明とさせていただきたいと思っております。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長 以上簡単でございますが、議案第2号、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会設置条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 前回の委員会でこの協議会の委員構成ですね、どういうふうを考えているのかということで、一応お考えだけはお聞きしたんですが、そして推進本部みたいなものを作るのかということもお尋ねをして、作らないということも前回お聞きしているんですが、ただ、この問題については非常に重要な、行政にとっても重要な事項であると考えてまして、斑鳩町もこういった次世代を育成する意味での少子化対策であったり、青少年問題であったりいろんな事をやっているわけですね。この計画を作ることによって、一貫性を持たせるような取り組みになるように是非とも対応してほしいと思ってるんです。今、テレビを点けても虐待とか、通り魔の事件があって、子どもが被害を受けるような事件が多数起こっている中で、子どももひとりの人間として弱いものというのではなくて、子どもの人権の問題、それと1994年、平成6年に批准されました子どもの権利条約に基づく、我々大人の考え方、子ども自身にそういった国際的に認められる、子どもの権利条約なんかの認識、本人が持つというようなことも含めて、この次世代育成については本当に真剣に行政も考えを持って、計画を立てて協議会を運営していただきたいと思うんですが、その上において、前回、委員の考え方も示していただきましたけど、もう一度、この間一般質問もあり、いろいろありましたので、もう一度協議会の委員の考え方についてお尋ねをして、確認をしておきたいと思うんですけれども。

福祉課長 子どもの権利条約についてのいろいろな関係でそういう、また認識を持っておられる方も委員としてどうかというお話であるかと思いま

す。里川委員がおっしゃいましたように、平成6年4月に条約について批准されたわけでございます。子どもに係わるいろいろな権利が擁護されるように施策を推進することが要請されているところでございます。このことから、現在考えております委員構成につきましては、そういった立場からでの委員ということで奈良県中央子ども家庭相談センターとか、奈良県中和福祉事務所とか、いくつか児童福祉の専門機関の方々、並びに教育関係者というような方を委員として入っていただくということで、今考え方を持っております。

里川委員 前回、わりと詳しく言っていただいたので、私も逆に心配したんですが、本当にこの計画、いい計画が作れるように委員の選考について、よく検討してやって欲しいなということなんです。それと、先程言いました、青少年問題について、ここが一番町としても、行政としても次世代、直ぐ目の前の次の世代を担う子どもさん、年金問題とか、いろいろ社会問題となっているような状況がある中で、こういった若い年齢層の、青年といわれる若い年齢層の方達にもきちっとした取り組みが出来ないか、幼稚園や保育所や小学校、中学校、ここまでは町立のものもあって親御さんの目も届く、行政側の関与もある程度できるということなんです。中学校卒業した以降がなかなか難しいと、こちらの方も状況把握がしにくいとか、いろんな行政の取り組みの中でも一番そこが薄く弱いというような状況があるわけですね。だからその辺のことが、よく解るような方にも委員に入っていただきまして、是非ともこの協議会の中でいい計画が作れるような努力を担当にもしていただけたらと思っているんですが、この推進法の中で国が示している指針にも、青少年の関係も入っていると私は思っているんですけど、そののところもう一度担当のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

福祉課長 今おっしゃいました関係でございます。16年度で策定いたします行動計画の中に盛り込むべき施策の内容といたしまして、地域におけ

る子育て支援として中学生、高校生の活動拠点としての青少年教育施設の計画的な整備、並びに体系的な研修や人材の育成等、関係機関との連絡、協力体制の構築を図ることとされておりまして、また、性の逸脱行動の問題点、青少年非行等の問題についても、地域ぐるみの支援体制が図れるような計画となるようなことで、今現在、検討してまいりたいと考えております。

里川委員　とにかく、この次世代育成支援につきましては、いろいろな分野で、いろんな事に精通した方のご意見も聞き、そして斑鳩町が持つ、いろんな施策と連携していけるような、そういった形で協議会の運営をしていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思えます。

委員長　他にございませんか。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって議案第2号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長　次に、(2) 議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長　議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例についてにつきまして、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 議案書3枚目の要旨によりまして朗読をもってご説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 以上簡単でございますが、議案第3号、斑鳩町障害者福祉計画検討委員会設置条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 この計画については検討委員会以前に、11年に策定するに当たって委員会を持っていたわけですが、今度再度委員会を設置するということになりまして、これは委員会の構成としては前の委員会のメンバーさんなんかには入っていただく予定になっているのか、どんなふうな考え方されてるのか、全然別個にまた、委員さんをお願いするのか、そういったところについてお尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長 委員の構成でございますが、町で案として考えておりますのは、条例にも掲げさせてもらっておりますように、斑鳩町議会議員の方、学識経験のある方、その他町長が必要と認める方の以上、9名以内をもって構成させていただくわけでございます。その中で学識経験のある方といたしましては、一応案でございますが、奈良県中和福祉事務所、奈良県郡山保健所、民生児童委員の障害者部会、福祉作業所、斑鳩町障害者通所施設の虹の家、身体障害者福祉協会、斑鳩町手をつなぐ育成会、社会福祉協議会等、前回の委員もその中に含まれておられるわけでございますが、こういった方々をもって委員構成ということで考えております。

里川委員 いろいろ作業所関係とかで役員になられている方が入れ替わっていたりとか、という問題もあると思うんですけど、前回策定するまでにその時にいろんな意見が出ていて、いろいろ検討して積み残している問題なんかもあるんですが、そういったことも分かっておられる委員さんなんかも、入っていただけたら有り難いと、行政関係の方も役職が変わっておられて、全く変わっているとかということもあるかも分かりませんが、全く入れ替わるというような状況ではなく、出来たら前回の委員さんもいくらかの割合で引き継いでいただくような状況があったほうが、この計画の策定についてはスムーズに行くのではないかなと思っておりますので、その辺のご配慮をまたいただけたら有り難いと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(3) 議案第6号、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 それでは議案第6号についてご説明申し上げます。

課長

(議案書朗読)

健康推進
課長

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

(予算書朗読)

健康推進
課長

歳出よりご説明させていただきたいと思います。10ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第25節の積立金、4千円の増額でございます。これにつきましては財政調整基金の利子が確定したことから基金積立金、4千円の増額をお願いするものでございます。次に第2款保険給付費で、保険給付費の支出が当初予算を上回る見込みであるため、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費につきまして8,036万1千円、11ページの第3目一般被保険者療養費につきまして105万円、また第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費につきまして687万2千円の増額をお願いするものでございます。

歳入でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金につきまして、5,236万円、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきまして2,272万4千円の増額補正をお願いするものでございます。また、8ページの第5款、第1項、第1目の共同事業交付金につきまして、1,319万9千円の増額補正をお願いするものでございます。第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては財政調整基金の利子が確定したことによりまして、4千円の増額補正をお願いするものでございます。次に9ページで、奈良県国民健康保険団体連合会におきまして、新保険者事務共同電算処理事業助成金が新設されたことにより、この助成金を受け入れるために第9款諸収入、第2項、第6目雑入におきまして20万円を増額いたしまして、その分第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金のうち、第2節の職員給与費等繰入金を20万円減額する補正をお願いするものでございます。

以上簡単でございますが平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、（4）議案第7号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第7号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 補正予算の内容につきましては、予算に関します説明書の歳入歳出補正予算の事項別明細書によってご説明させていただきます。

まず、11ページの歳出からご説明させていただきます。第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費で既定予算額に2,508万2千円を増額し、計3億3,465万

1千円とするもので、平成15年度の介護保険における給付総額を推計するにあたり、現在までの実績から今後の給付を推計いたしますと、事業計画を上回るが見込まれるため、その超過分におきまして増額補正をお願いするものでございます。次に第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、介護保険準備基金積立金の利子の確定によりまして、既定予算額から6千円を減額し、計642万9千円とするものでございます。

次に歳入ですが、7ページで、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金では超過給付額に相当する、それぞれの割合におきまして既定予算額に501万6千円を増額し、計2億2,171万7千円とするものでございます。次に第2項国庫補助金、第1目調整交付金では平成15年度の交付額が決定し、その決定額が予算額に比較して少額であったことから、479万7千円の減額補正をお願いするものでございます。次に8ページで、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金では国庫負担金の介護給付費負担金と同じく、超過給付額に相当するそれぞれの割合におきまして802万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金につきましても、超過給付額に相当するそれぞれの割合におきまして313万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に9ページの第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金では介護給付費準備基金積立金の利子が確定によりまして6千円の減額補正をお願いするものでございます。次に第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金では平成15年度の介護保険における給付総額を推計するに当たりまして、現在までの実績から今後の給付を推計いたしますと事業計画を上回るが見込まれるため、町負担分も増加することになり、一般会計より313万6千円の繰入をするものでございます。次に10ページの第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金では超過給付額に相当するそれぞれの割合において、既定予算額に1,056万5千円を増額し、計1,96

6万円とするもので、繰入金の増額補正をお願いするものでございます。次に補正予算書の1ページにお戻り下さい。

(予算書朗読)

福祉課長 以上簡単でございますが、議案第7号、平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査案件について、(1)(仮称)総合福社会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 冒頭の挨拶にも町長からご説明いただきましたところでございます。今後の進め方につきましても、今現在検討させていただいているところでありまして、併せて事業用地につきましても研究をしてまいりたいと考えております。今後につきましては再度また、委員皆様方

にもご相談を申し上げながら、考えていきたいと考えております。

なお、本施設の建設につきましては、本町の重点施策でもありますことから、事業着手の目途が立ち次第、早急に対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしとみとめます。

(仮称)総合福祉会館整備計画については、当委員会として閉会中も引き続き審査をおこなうことといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取りはかりをお願いいたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長 次に、各課報告事項について、(1)議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして福祉課所管にかかります補正予算の内容についてご説明させ

ていただきたいと思います。補正予算書の15ページをお願いします。歳出ですが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第25節積立金におきまして、福祉基金としてご寄附いただきました30万円を積立金に増額補正するものでございます。次に第3目老人福祉費で福祉基金の利子の確定によります財源振替を行うものでございます。次に第13目介護保険事業繰出金では平成15年度の介護給付費の増額が見込まれることから、一般会計から負担いたします介護給付費繰出金、313万6千円の増額補正をお願いしますものでございます。次に第14目（仮称）総合福祉会館建設事業費でございます。町債の増額補正によります財源振替を行うものでございます。次に5ページの第2表、繰越明許費におきまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、（仮称）総合福祉会館建設事業について、平成15年度内の用地取得が見込めない状況から平成15年度内において計上いたしておりました実施設計等の経費、3,600万円を平成16年度に予算繰越させていただくものでございます。次に11ページですが、歳入でございます。第15款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、第2節民生費寄附金で指定寄附金の受入れに伴います30万円を増額補正するものでございます。以上が福祉課所管にかかります一般会計補正予算（第8号）につきましてのご説明とさせていただきます。

健康推進
課長

それでは健康推進課にかかります部分の説明をさせていただきます。15ページをご覧くださいと思います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第28節繰出金でございます。国保特別会計補正予算第4号でご説明申し上げましたように、国保連合会におきまして、新保険者事務共同電算処理事業助成金が新設されたことに伴います繰出金の減額をお願いしますものでございます。次に16ページですが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目老人保健事業費の第13節委託料ですが、304万4千円の増額補正をお願いしますものでございます。これにつきましては、基本健康診査の受診者が当初見込みを大きく上回る見込みとなりましたことから、304

万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が健康推進課に係りましての一般会計補正予算（第8号）につきましてのご説明とさせていただきます。

環境対策課課長 環境対策課関係でございます。5ページの繰越明許費でございます。4款衛生費、2項清掃費、鳩水園周辺対策事業でございます。この関係につきましては稲葉車瀬集会所のものでございまして、用地買収と集会所造成、また建築に係ります関係、許可に日数を要したため、年度内に完成が見込まれない状態ということで、繰越明許としまして次年度に繰り越しするというものでございます。以上です。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

福祉課長 前回の2月の委員会で里川委員より介護保険の利用状況の分かるような資料を、年に1回か、2回程度、資料提示していただきたいということでのご意見をいただきましたので、今回介護保険の利用状況関係につきましての資料を配布させてもらって、若干説明をさせていただきますと思います。

委員長 休憩いたします。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時32分 再開）

委員長 再開いたします。

福祉課長

それではただ今お手元に配布させていただきました介護保険の関係の状況について、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、第1号被保険者数についてですが、平成13年4月から平成16年2月までの実績から申し上げますと、第1号被保険者数の65歳以上75歳未満の方は前期高齢者と申しますけれども、そのみが2,919人から3,142人で合計いたしますと、223人の増となっております。また、75歳以上の後期高齢者の伸びにつきましては1,874人から2,181人ということで307人の増となっております。要介護認定状況でございますが、要支援から要介護5の介護度別の認定者数でございます。平成13年4月から平成16年2月末の状況では、まず平成13年4月では512人に対し、平成16年2月末では797人となっており、285人の増ということで、約1.5倍の伸びの状況となっております。

次に給付状況でございますが、平成16年1月の審査分までで、居宅サービスにつきましては給付額3億3,850万1,155円、施設サービスにつきましては給付額5億2,551万6,219円、高額介護サービスでは給付額554万4,343円、審査支払手数料で146万7,452円となっており、合計で8億7,102万9,169円ということでございます。

以上、簡単ではございますが、資料のご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今資料の説明を受けました。里川委員どうですか。

里川委員

ありがとうございました。これで介護保険の事業をやっていただくにおいて人数的なものも、非常に増えてきている、介護保険の問題についてはこれからも我々としてもしっかり考えて行かなければならない、ということがよく分かるものを出していただいたと思うんですが、ただ、以前から私、保険料の徴収、1号被保険者の普通徴収の4期、4期納付ですね。この問題について以前からずっと申し上げて来ましたが、これを見ると、昨年保険料なんか、基金の取り崩しと

ということで保険料を値上げせずに、斑鳩町は頑張ってくれた訳なんですけれども、今後次の3年ごとの見直しでいきましたら、保険料の方も厳しい状況が出てくると思うんです。これもう、保険料上げざるを得ないような状況、この数字からいきましたらね、になってくるだろうなど。そのことと、それと今、税制改正される高齢者の控除の問題ですね、税制改正の中の、そういった問題もありまして、非課税という所得階層の枠の変動が見込まれるほか、いろんな問題絡まっていると思うんですけれど、ですから今度の保険料見直しをなさるときに納期の問題ですね、ここはやっぱりきちっと考えていただきたい、保険料は上がる、非課税世帯が所得制限が下がってくるということとか考えていったら、ますます普通徴収の方が困難な状況が出てくるのではないかなど、今でも、滞納の状況ね、特徴は天引きですからいいけれども、普通徴収のほうは各層で滞納の状況もみられると思いますので、担当の方も、この滞納についても非常に努力していただいているということは私も承知しているんですけどね、やっぱり被保険者の皆さんが支払をし易いような形を採っていただきたいということ、是非これからもまた検討を、さらにしていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

里川委員

住基ネットの関係で利用状況とか、ICカードの発行の状況なんかその後どんなふうになっているのかが、私も気になってたんですけども、今分かる範囲で結構ですので、それらの状況について教えていただきたいと思うんです。

住民課長 住基ネット、2月末現在でございますが、広域交付で承認いたしまして発行しておりますのが9件、広域交付で発行しておりますのが9件、カードを申請しておられますのが43件、そのうち写真なしの申請が3件でございます。既にカードを発行済みが40件ということで、委託している関係で即日発行ではございませんので、申請43件で既に受けていただいておりますのが40件ということで、3件の誤差がございますけれども、以上です。

森河委員 この間広域7町の議長会の総会に行ったときに、インフルエンザの予防注射の料金についてということで、お聞かせしておきたいと思えます。中身の細かいことは言わなくても理事者は知っておられるけれども、料金がゼロの状態だけでも、7町でゼロになっていると、受益者負担というのが、お互いの財源とかそういうのが厳しい中で、ゼロよりも幾らか取ってはどうかという話が出たわけです。中身の細かい資料を貰ってますが、5,020円が現在いると、その中で広域7町の各町が全然貰っていないと、ゼロにこした事はないけれど、財源が苦しい中において町も負担を軽減するために受益者負担ということを考えてくれたらどうかと、斑鳩町がゼロを若干上げていただくと、7町揃うんじゃないかと、そのために斑鳩も上げてもらったらどうかという話が出たわけです。うちとしても、揃えるという事は独禁法にもかかってくることだし、研究する余地があるので、町長の考えも聞いておくと、その点の中で返事するというところで終えてきました。各町は議長会の中で持って帰って検討する余地もあるのと違うかということで話題になったわけです。町長、その中身を、考えを持っていただいたら、有難いなと思って、言わせて貰いましたが。

町長 この関係については、私のほうが議員の皆様方の中で施設のところでインフルエンザが流行って、高齢者の死者が出たということの中で、インフルエンザのワクチン接種をしてはどうかということでございまして、そして早速取り入れたわけですが、その年度は途中でしたから、

医師会によりますとワクチンの確保が足りないということで、一部批判を受けたこともございます。この関係等について、斑鳩町が一番初めに取り組んだ中で、2年目からは国から交付税算入ということがでてまいりまして、そういうことも踏まえる中で、町としては2年目からは、特に8月ぐらいにインフルエンザの接種の募集を募って、医師会の先生方等にワクチンの確保をいただいたと、いうことで順調にいったわけでございます。その中でまた8月ぐらいに募集しても、11月、12月にインフルエンザが流行ってくる中で、早すぎるのではないかとということで、医師会にもお願いをしながら、出来るだけそういう点については、緩和できるようなことができませんかということもお願いをしてまいりました。その点は弾力的に運用されると、今年で3年目になっていきますけれども無料です。ただまあ、奈良新聞等、そういう新聞等で、広域7町は5,020円という接種料、中には2,000円とか、3,000円とかいうところもあると出たわけですが、私はこれは斑鳩町に取り組んだ中でございますから、そして7町が追随されて、無料にされたわけです。いまさら、私は仮に斑鳩町は、値段は少し負担を取ってほしいということは、私は現在そういうことは考えておらない、医師会とも協議をしながら、こういう施策というのは、できるだけインフルエンザの接種を受けてくださいとあって、それを予防することによって、医療費の関係等についても、何らかの予防ができるのではないかと、どうしても国保でも影響するのは丁度年度末に風邪が流行って、風邪の関係でいっぺんに国保税が圧迫されるということも再三あるわけでございます。これらのことを含めると、予防ということも考える中で、医師会ともご相談申し上げて、5,020円の料金が安い、高いというよりも、出来るだけ均衡を保てるような施策というのか、医師会とも協議をして5,020円を若干安くしてもらおうとか、そういう協議をしていくことが一番大事だと思います。町としては森川委員がおっしゃっていただくように、広域7町は、斑鳩町さんが負担を取ったら、皆さん良いということでおっしゃいますけれども、私の施策はやっぱり、最初に出発して無料でやってきたと

いう中から、今現在、こうして圧迫するという事で負担金を取るということは当面考えておらないということで、ひとつお願いをしたい。他の町については、1,000円取られようが、そういうことの協議の中で進められたと思いますけども、本町としては出来るだけこの種の関係等については、出来るだけ高齢者等、或いは少子化の中で子どもさん等については医療費のいる分について、出来るだけ努力をしながらいろいろと経費がかかりますけども、どこかで経費を節減しながらでも無料で当面は継続していきたいと考えております。

里川委員　　ちょっと教えていただきたいんですが、先日目のご不自由な方とお話をしているときに、信号機の問題で、信号が赤になったり、青になったりしたら、そのキャッチできる機械というんですか、目の不自由な方、音声ではなくて、その、今は青になったから、今、赤や、黄とかいう、キャッチできる機械があると、そういうのが、付いている、個人が持つ、障害者の方が持たれるものだと思うんですが、この意味がもうひとつ良く分からなかったのので、目の不自由な方用の何か信号の装置があるのかどうかというのを、担当も、今急に言ったらお分かりではないかもわかりませんが、一度ちょっとどういうものなのか、知りたいなと思いますので、担当も研究してしていただきたいなと、是非教えていただけたらと思うんですけど。

委員長　　分かりますか。

環境対策課長　　今いわれております関係につきましては、うちの方で研究してご報告いたします。

委員長　　私から、昨日保育所の関係についてご相談いただいたんですが、1件は、子どもさんが10ヶ月を過ぎたということで、それで両親ともに障害者であって、子どもさんも言葉を覚える時期に入ってきておりますが、奥さんが聴覚障害者、旦那さんが身体障害者ということで、

そして旦那さんは手話が出来ないということで、これから子どもさんが成長するにつれて、言葉を覚えようとしても両親がそういう状態であれば言葉を覚えることが大変なんではないのかなということで、是非とも保育所へ預けていただけないのかという相談があったのと、もう1件は3歳と2歳の男の子と女の子の方ですが、保育所の募集は終わったということで、その方には他町の保育所に行っていただいて、町よりその補助はいたしますということで、我々はそういう斑鳩町内の人の待機者を出さない、ゼロにするということで頑張らせていただいておりますが、それらについて、町の対応の仕方というのか、やはり、斑鳩町は締め切ったから、他の町へ行ってもらって、その補助金を出すというような、その対応の仕方はちょっとまずいのではないかと思います。その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長

1点目の両親とも障害者ということで、子どもさんについても、そういう言葉の対応について大変であるということでご相談に来られたということでもあります。今のところ、私ども確認できておりませんので、その辺、十分確認させて、報告させていただきたいと思います。2点目の2歳、3歳児の入園の募集で来られてということで、定員がいっぱいということで管外保育ということで、町外への斡旋ということで町が対応したということですが、実際4月から入園ということになりますと、対応につきましても、保育所の園児の人数、職員数もございませう中で、そういう形での対応という形になったと考えております。6月、7月、年度の月の途中で入ってこられる方もございませう中で、今現在管外保育の斡旋もさせていただいたということでご理解願いたいと思います。

委員長

1番目の障害者の方ですが、はっきりと両親ともに障害者ということで、やはり言葉を覚えるのに、両親が話されないということになれば、子どもさんも言葉を覚えるのに一番適した時期に、その時期を逸するのではないかとということで出来るだけ、これはまだ町には相談に

来ておられないのです。まだ、10ヶ月ちょっと過ぎただけなので、だからこういう方のお子さんを保育所で処置をしてもらえないかというのを伺ったのです。それは可能ですか。

町長　　そういう関係であれば、町に来ていただくか、また電話をいただいでですね、こちらから訪問でもしてそういう状況を、10ヶ月ですから、言葉がどうかということを探るのもどうかと思いますし、ご両親がそういう状態だから、子どもがそうかということは断定できませんし、その辺は十分相談させていただいて、委員長からそういう点があったらですね、教えていただいたら、係りがお伺いするか、来ていただくか、相談に乗らせていただいで、子どもさんがより、いい道を選んでいただくように努力いたします。

委員長　　それと2番目の、これは6月とか、7月まで待つてほしいということなんでしょうか。それだけ待てば入園可能ということなのか、他町でもそうして受け入れてもらってほしいということなのか、どういうふうにとったらいのか。

住民生活部長　　当初、入園の希望もいただく中で、それから途中入所のことも考える中で保育士の確保というのを、予算計上もさせていただいて、臨時保育士等も含める中で保育士の確保をしておるところでございますけれども、今の段階では定員数というのは充足をしているような状況で、その中で今、委員長からありましたように、3歳、2歳の子どもの関係につきましては、そういうことで定員で、いっぱいであるというような状況の中での、係りの担当者としては、そういうお話をさせてもらったと思っております。そういうことで、ご説明の仕方がまずかったと思うんです。そういう形で、今現在はいっぱいの状態の中で、こういう管外保育という制度もありますのでという話をさせてもらうならば良かったのですが、直ぐ管外保育というような形の斡旋ということでは、ちょっと担当としてはまずい対応でやったんでは

ないかなと考えております。ただ、課長からありましたように、途中入所というのも考えられますので、一応そういう形分で、保育士の確保もしておりますけれども、必ずしも途中入所で待っていただいたら出来るかということになれば、それもクエスチョンマークが付きます。といいますのは、保育士等の確保が見込みの中でやっておりますので、ただ、いろいろご希望がある中で保育士等の確保もする中で、出来るだけ途中入所も可能なような形での対応は現在もしておるんですけど、それ以上のことになりまして難しい面もございますけれども、出来るだけそういう対応が出来るようにということで考えさせていただきたいと思います。

委員長 そうしたら、定員がいっぱいということとは管外保育の斡旋ということで、それは町が責任持って、どこかは斡旋してくれるということなんですか。もし、こちらで空きが出たら、そこで入れてくれるということでもいいのか、どういうことですか。もう空かなかったら、ずっとだめということ。

住民生活 委員長からご指摘をいただいているような状況でございますので、部長 我々として途中入所も可能なような形での協議というのを、保育士の確保等のこともありますけれども、協議をさせていただいて、検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

委員長 今まで聞いていたのでは、斑鳩町は待機者ゼロというのか、今までからそういうので、進んで来てたから、そんなことあるように今まで聞いたことなかったから、阿波保育所がいっぱいだったら、龍田保育所にちょっとの間、まわってもらおうというような、そういうのは聞いておったけど、斑鳩町内に住んでいて、保育所の募集、締め切ったから、管外保育に行ってくださいというふうな対応されているということは初めて聞いたので、保育所を2園も廃園した経過もあるし、そういうことも考えたら、やはり斑鳩町の中に住んでいただいておりますが

ら、働きに行っておられて、そして将来的に有望なお子さんを保育できないような状況になったら、行政として、我々としても、もっと前向きに検討していかないといけないのではないかと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。

委員長

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前9時58分 閉会)